

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 22 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

ゴールデンウィーク等の連休時の障害者支援施設等における  
新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

障害者支援施設等や自治体の職員の皆様をはじめ、一連の新型コロナウイルス感染症対応に携わる方々におかれては、長期間にわたり献身的に従事いただいていることに心より感謝いたします。

現在の感染状況は、足下では大都市圏を中心に減少の動きが見られるものの、増加が続く地域もあり、昨年夏のピークよりも高い状況が続いていることには変わりない（令和 4 年 4 月 20 日時点での厚生労働省アドバイザリーボードにおける評価）こと等を踏まえると、ゴールデンウィーク等の連休時においても、引き続き、障害者支援施設等への支援体制等を維持・確保するとともに、感染対策を徹底することが重要です。

つきましては、先般よりお願いしている障害者支援施設等における医療支援の更なる強化とともに、連休時においても必要な体制等が確保できるよう、各都道府県障害保健福祉主管部局におかれては、特に下記に記載の内容について、必要に応じて、衛生主管部局や市町村、関係団体を含めた関係者と協議を行っていただき、対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

- ① 「ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について」（令和 4 年 4 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び医政局連名事務連絡（別添））の記の⑧において、高齢者施設等における医療支援の体制をゴールデンウィーク等の連休時にも保持いただくよう衛生主管部局宛て依頼がなされているところ、障害者支援施設等についても、連休時に

施設等からの連絡・要請に応じて感染制御・業務継続支援チームの派遣や医師・看護師による往診・派遣等が行えるよう、衛生主管部局との連携体制の確保をお願いします。

また、「オミクロン株の特性を踏まえた障害者支援施設等での感染発生時の対策の徹底について」（令和4年4月11日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部連名事務連絡）1.（2）にて障害者支援施設等においても活用及び周知を依頼した、高齢者施設等においてコロナ陽性者が発生した場合の専用相談窓口について、連休中の連絡先が通常と異なる場合には、その旨を管内の障害者支援施設等に周知することも含め、障害者支援施設等が連休時にも相談等ができるよう必要な対応をお願いします。

- ② 「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応について」（令和3年10月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部連名事務連絡）等により、平時から都道府県単位の障害福祉サービス事業所・施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築いただいているところですが、連休時においても応援職員の派遣依頼があった場合に適切に対応ができる体制を保持していただくようお願いいたします。
- ③ 障害者支援施設等における面会の実施にあたっての留意点については、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等によりお示ししております。連休時は家族等と面会する機会も多くあると考えられますが、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、感染が拡大している地域では、面会の実施に当たってオンラインによる実施も含めた対応を検討することについて、管内の障害者支援施設等に周知をお願いします。

以上